

埼玉県フレームワーク方式の試行について（受注者向け手引き）

1 背景、目的

- ・令和元年東日本台風を教訓に、複数の管内に跨る災害が発生した場合には、被災した地域において同時期に多くの工事が発注されることが想定されることから、指名競争入札において不調不落が発生する可能性があります。
- ・フレームワーク方式は、複数の工事（フレームワーク）について、工事発注の際に予め入札参加希望者を公募し、指名競争入札を行う入札契約方式であり、国土交通省の災害復旧における入札契約方式の適用ガイドラインでは、災害発生地域において不調不落が予測される場合に適用することが考えられるとしています。
- ・そこで、本県において今後、複数の管内に跨る災害が発生した際、本復旧工事の不調不落防止に活用することを目的として、埼玉県フレームワーク方式を試行するものです。

2 埼玉県フレームワーク方式の特徴

- ・指名業者の選定について公正性・透明性を高めるため、予め選定基準（加点方式）[※]を公表し、入札参加希望のあった者のうち、加算点の高い者から指名選定することを基本とします。選定基準については、①地域精通度を示す「地理的条件」、②災害対応力を示す「災害防止活動等の協定」、「災害防止活動等の実績」、③施工能力を示す「工事成績評定」としています。
- ・複数の管内に跨る災害が発生した場合には、被災した地域において同時期に数多くの本復旧工事が行われることが想定されることから、災害が発生していない地域からも協力を得てオール埼玉で対応することが必要なため、入札参加希望者の公募対象は「県内全域」とします。
- ・また、公表する発注予定情報については、工事への入札参加の検討を促すよう、具体的な入札参加条件や発注図書等を示し、入札参加希望者は同一フレーム内で入札参加資格および入札参加条件を満たす全ての工事に対して入札参加意思を表明していただくものとします。
- ・災害復旧を行っている状況下において、できるだけ受発注者双方の事務負担を軽減するため、入札参加条件の審査は、開札後に落札候補者に対してのみ行う事後審査型としています。

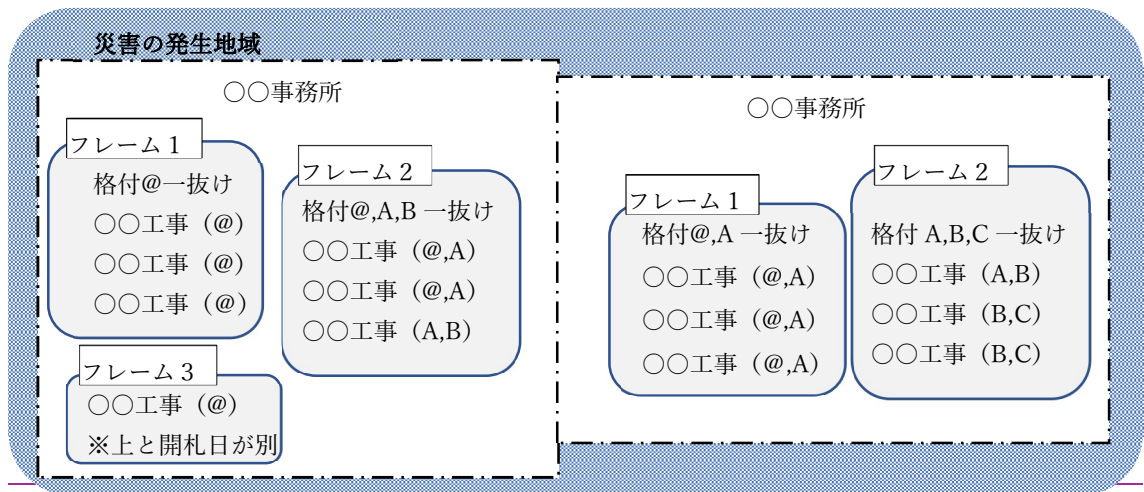


図 2－1 フレーム設定のイメージ

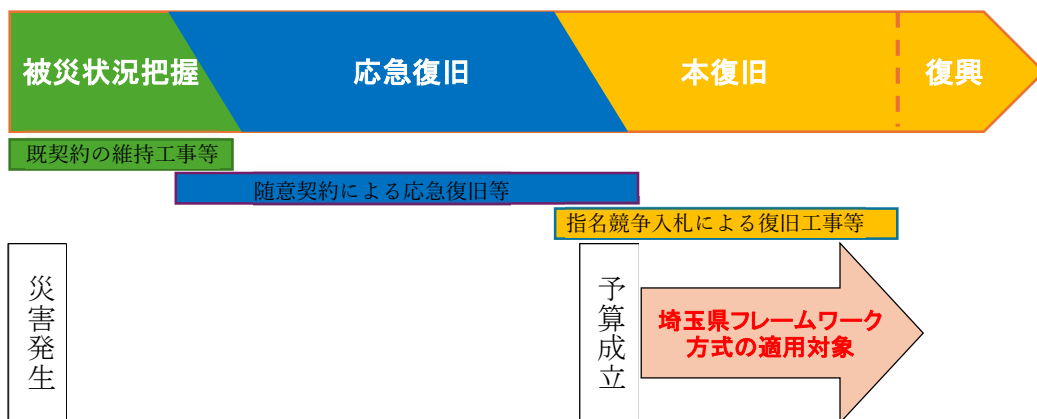


図 2－2 災害発生から復旧、復興への流れ

3 埼玉県フレームワーク方式の発注手順等

(1) 入札方法

- ・ 埼玉県電子入札共同システムの簡易公募型／公募型競争入札によります。

(2) 発注手順

①発注予定情報等の公表

- ・ 発注者が全ての発注図書とともに様式 1 を情報公開システムに掲載します。なお、複数の同規模工事でフレームを構成させることから一抜け方式の適用を前提としており、様式 1 では同じ一抜けのグループとなる工事が明記されま

す。ただし、単独の工事発注であっても埼玉県フレームワーク方式を適用することもできることとしています。

- ・発注予定情報の公表時点で、指名通知の日時を示します。

② 入札参加希望者の意思確認（参加表明書（電子入札システム）及び様式２の提出）

- ・入札に参加を希望する者は、電子入札システムにより参加表明書を提出します。提出の際、提出ファイルとして、様式２及び根拠となる災害防止活動等の協定・実績を証する資料並びに必要なに応じ工事成績評定を証する資料（以下、提出資料という）を添付が必要です。
- ・入札参加希望者は同一フレーム内で入札参加資格及び入札参加条件を満たす全ての工事に対して入札参加意思を表明していただくこととしています。
- ・入札参加希望者が５者に満たない場合には指名競争入札を行うことはできないため、より多くの県内企業に入札参加を希望していただくことが必要です。

③ 個別工事の指名通知

- ・指名業者の選定基準は地理的条件、災害防止活動等の協定・実績、工事成績評定としています。①で提出された様式２及び提出資料の確認を発注者が行い、加算点が高い者から順に指名業者が選定されます。
- ・ただし、同一フレーム内で入札参加資格及び入札参加条件を満たす全ての工事に対して入札参加意思を表明していない場合には、原則として、合計点数に関わらず指名選定されないこととなりますので、積極的な入札参加希望をお願いします。
- ・なお、一抜け方式を適用する場合、最低限必要な指名業者数により指名通知ができなくなった工事は、一抜けを適用するグループから除外して発注を継続する場合があります。

④ 開札

- ・入札執行等の日時は、通常の指名通知後と同様です。落札候補者通知は開札後、午前の開札にあつては開札日の午後５時までに、午後の開札にあつては

開札日の翌日（土曜日、日曜日、休日及び年末年始（以下「休日」という。）を除く。）の正午までに発出します。

⑤ 落札者決定

- ・落札候補者は入札参加条件に係る資料の提出を行い、入札参加条件を満たしているか否かの審査を発注者が行います。審査の結果、参加条件を満たしていない場合にはその者がした入札を無効として、あらためて落札候補者を決定し、審査を行います。以下、落札候補者が入札参加条件を満たすことを確認できるまで同様に審査を行います。
- ・なお、入札参加条件に係る資料の提出期限は提出の指示を受けた日の翌日から起算して原則として2日（休日を除く。）以内です。

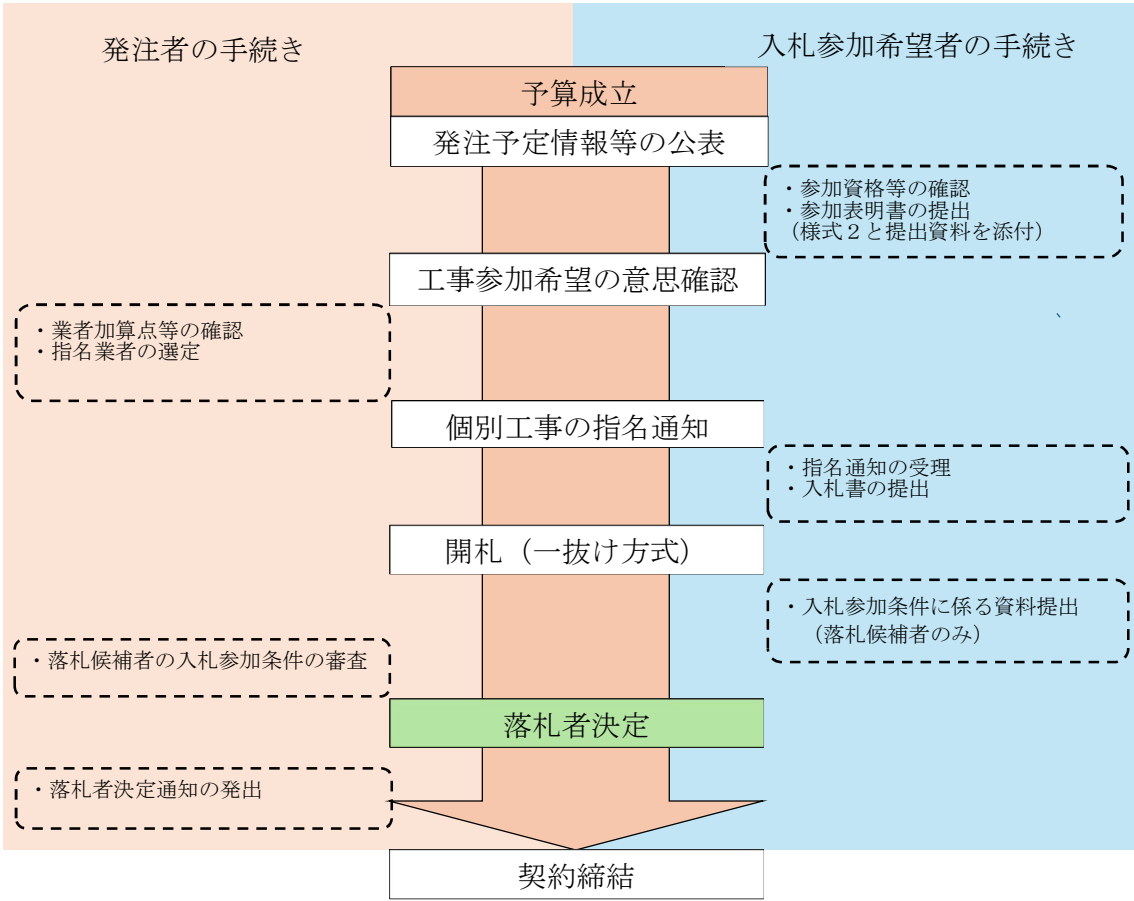


図2—3 埼玉県フレームワーク方式の発注手順（発注者、入札参加希望者の手続き）

4 提出資料等に関する説明

(1) 「災害防止活動等」について

- ・「災害防止活動等一覧（別添1）」のとおりです

(2) 「災害防止活動等の協定（協定等）」について

- ・発注者が必要に応じて設定できるものです。以下の例が挙げられます。

「災害時における応急対策業務に関する災害協定」

「災害時における電気設備等の応急対策業務に関する協定」

「災害時における給排水設備等の応急対策業務に関する協定」など

- ・なお、国又は市町村との協定（協力体制）は含まれません。

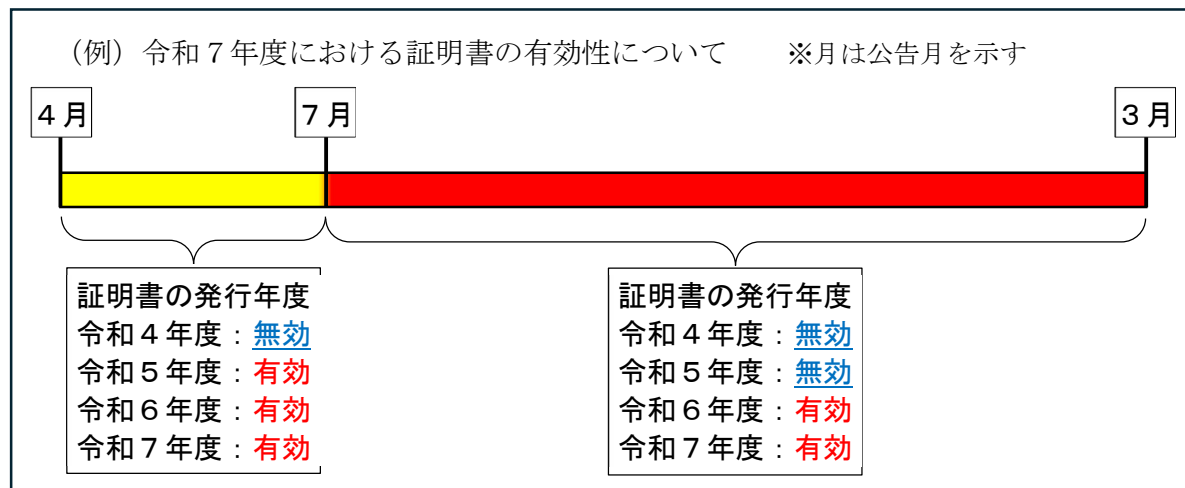
(3) 「災害防止活動等の協定を証する資料」について

① 自社が加入している団体が協定を締結している場合

- ・当該団体が発行する、入札公告日時点において自社が当該協定の適用となる者であることの証明書（経営事項審査用の防災協定締結証明書等）の写し。
なお、6月までに公告された案件は前々年度以降に、7月以降に公告された案件は前年度以降に発行された証明書であること。

注1）上記証明書以外は加点の対象としません。

注2）審査基準日および証明日が入札公告日を過ぎている場合、当該協定等が入札公告日時点において締結されていることがわかるものを併せて添付して下さい。



② 企業単体で協定等を締結している場合

- ・当該協定書（登録証等を含む）の写し。

（４）「災害防止活動等の実績を証する資料」について

- ・下表のとおり、該当する証明書類を添付して下さい。

災害防止活動等		添付する証明書類
県機関等※の要請	地震、風水害、降雪、降灰に伴う災害防止活動	①
県土整備部及び都市整備部の機関の要請	災害防止活動等一覧に定める緊急時に行う活動	
農林部の機関の要請		
企業局の機関の要請		
下水道局の機関の要請		
国土交通省との協定又は求めによる災害防止活動		② ③

※県機関等に、市町村は含まれない

① 活動を要請した機関が交付した「災害防止活動認定書」の写し

注１）総合評価方式の様式を準用します、「災害防止活動認定書」の様式を県建設管理課の総合評価方式トップページ「ガイドライン・様式集等（総合評価方式）」からダウンロードし、活動を要請した機関に認定書を交付するよう請求して下さい。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyouka-shiryou.html>)

② 協定に基づく活動の場合、次の書類すべて

- ・国土交通省との協定書の写し
- ・協会等の団体に所属している証明書（所属協会等が地方整備局と協定を結んでいる場合）の写し
- ・契約書等の写し

③ 求めによる活動の場合、国土交通省の証明書等

(5) 「工事成績評定を証する資料」について

- ・以下の①又は②を「工事成績評定を証する資料」とします。なお、①又は②に該当がない場合、工事成績を証する資料の提出は不要となります。

① J Vでの実績の場合は、代表構成員であることがわかる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。

② 自社が認識している工事成績と県建設管理課のホームページで公表されている「埼玉県発注工事 工事成績評定等一覧」のデータに違いがある場合は「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等の写し。

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/sougouhyoka-top.html>)

※工事成績評定の平均点の算出は、過去2年度間分の個別の成績を加算し、件数で除したものを平均点とします。小数点以下が発生した場合、第2位以下を切り捨てとします。

(6) 「入札参加条件に係る資料」について

- ・施工実績に関する資料であり、以下の資料を指します

① コリンズ竣工登録の写し（契約データ、工事データ、技術データ）。

注1) 工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分を添付して下さい。なお、単価契約は施工実績の対象としません。

② コリンズだけでは求める施工実績が確認できない場合やコリンズ竣工登録が無い場合、工事の請負契約書及び設計図書の写し。

注1) 工事名、工事場所、契約金額、工期、発注者、受注者、類似の施工実績（工種、数量、施工条件、使用材料等）が確認できる部分（平面図、構造図、数量総括表等）を添付して下さい。

注2) 工事完了が確認できる書類（「工事完成検査結果及び工事成績評定結果について（通知）」等）を併せて提出して下さい。

③ 上記①、②だけでは確認できない場合、類似の施工実績（工種、数量、施工条

件、使用材料等）が確認できる書類。

注1）工事完成図書等、その他類似工事の評価基準を確認できる工事書類を提出して下さい。

注2）②の工事の請負契約書に基づく工事であることが確認できる書類を併せて提出して下さい。

④受注時の社名が現在と違う場合、社名の変更が分かる書類。

⑤JVでの実績の場合、代表構成員であることが確認できる書類（特定建設工事共同企業体協定書など）。

（7）「県関係機関」について

- ・ 県及び県関係公社等を指します。

（8）「県関係公社等」について

- ・ 県が出資する指定出資法人及び出資法人、県が加入する地方公共団体の組合を指し、「県関係公社等（別添2）」のとおりです。

災害防止活動等一覧

番号	災害防止活動等の要請機関	災害防止活動等の内容
共通	県機関等	地震、風水害、降雪、降灰に伴う災害防止活動* ¹
1 - 1	県土整備部 及び 都市整備部	県土整備部及び都市整備部の機関の要請により緊急時に行う以下の活動* ² ① 落石・土砂崩れへの対応 ② 倒木への対応 ③ 道路などの陥没における緊急対応 ④ 道路照明灯などの灯具落下、支柱の傾き・転倒への対応 ⑤ 道路標識などの標識板の落下、支柱の傾き・転倒への対応 ⑥ 交通事故の後処理対応 ⑦ 閉庁日及び夜間の緊急時対応 ⑧ 河川等における油流出事故、水質異常事故への対応 ⑨ 河川管理施設の崩壊などの緊急対応
1 - 2	農林部	農林部の機関の要請により緊急時に行う以下の活動* ³ ① 落石・土砂崩れへの対応 ② 倒木への対応 ③ 森林管理道の陥没における緊急対応 ④ 森林管理道の安全施設が破損した際の応急措置対応 ⑤ 鳥インフルエンザ・豚熱・口蹄疫等家畜伝染病発生時における緊急対応
2	企業局	企業局の機関の要請により緊急時に行う以下の活動* ⁴ ① 漏水事故における緊急対応 ② 送・配水管路における弁類故障、弁室破損等の緊急対応 ③ 洪水時における取水口、浄水場への緊急対応 ④ 浄水場、河川における油流出事故、水質異常事故への緊急対応 ⑤ 県営水道（工業用水道を含む）の土木・建築施設、設備事故への緊急対応
3	下水道局	下水道局の機関の要請により緊急時に行う以下の活動* ⁵ ① 下水管渠（人孔を含む）における破損・漏水・溢水事故への緊急対応 ② 下水管渠（人孔を含む）に起因する道路破損への緊急対応 ③ 流入・放流水質異常事故への緊急対応 ④ 下水道局の土木・建築施設、設備に係る事故への緊急対応
4	国土交通省	① 国土交通省との協定又は求めにより、当該発注課所管内（又は当該発注課所管外の埼玉県内）で行った災害防止活動* ⁶ 、* ⁷ ② 県内企業が国土交通省との協定又は求めにより、埼玉県外で行った災害防止活動等* ⁶ 、* ⁷

* 1 県機関等の求めにより行った活動であることが、活動を要請した機関が交付する「災害防止活動認定書」の写しにより確認できるものに限り、評価対象とする。

また、単価契約に基づく活動であっても、活動内容が災害防止活動であれば評価対象とする。

なお、降雪に伴う災害防止活動では、単価契約の再委託契約も評価対象とする。

* 2 農林部、県土整備部及び都市整備部の機関の要請により緊急時に行った活動（要請に基づく待機を含む）であることが、これらの機関が交付する「災害防止活動認定書」の写しにより確認できるものに限り、評価対象とする。

* 3 農林部の機関の要請により緊急時に行った活動であることが、農林部の機関が交付する「災害防止活動認定書」の写しにより確認できるものに限り、評価対象とする。

* 4 企業局の機関の要請により緊急時に行った活動であることが、企業局の機関が交付する「災害防止活動認定書」の写しにより確認できるものに限り、評価対象とする。

* 5 下水道局の機関の要請により緊急時に行った活動であることが、下水道局の機関が交付する「災害防止活動認定書」の写しにより確認できるものに限り、評価対象とする。

* 6 協定に基づく活動の場合、以下の全ての書類により確認できるものに限り、評価対象とする。

ア 国土交通省との協定書の写し

イ 協会等の団体に所属している証明書（所属協会等が地方整備局と協定を結んでいる場合）の写し

ウ 契約書等の写し

* 7 求めによる活動の場合、国土交通省の証明書等により評価する。

県関係公社等（参考：令和 7 年 3 月 1 9 日時点）**○県が出資する指定出資法人**

※出資法人の指導監督等に関する要綱第 2 条別記

株式会社秩父開発機構

埼玉新都市交通株式会社

埼玉高速鉄道株式会社

公益財団法人いきいき埼玉

公益財団法人埼玉県芸術文化振興財団

公益財団法人埼玉県国際交流協会

公益財団法人埼玉県消防協会

公益財団法人さいたま緑のトラスト協会

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

公益財団法人埼玉県生活衛生営業指導センター

公益財団法人埼玉県産業文化センター

公益財団法人埼玉県産業振興公社

公益社団法人埼玉県農林公社

埼玉県道路公社

埼玉県土地開発公社

一般財団法人埼玉県河川公社

株式会社さいたまアリーナ

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県住宅供給公社

株式会社さいたまリバーフロンティア

公益財団法人埼玉県下水道公社

公益財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団

公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター

○出資法人（県が資本金等の 4 分の 1 以上を出資している法人）

※地方自治法施行令第 1 4 0 条の 7 第 1 項に規定する法人

地方独立行政法人埼玉県立病院機構

公立大学法人埼玉県立大学

○県が加入する地方公共団体の組合

彩の国さいたま人づくり広域連合

埼玉県浦和競馬組合

様式 1

埼玉県フレームワーク方式による発注予定情報の公表及び参加意思表示申請の受付について

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事等について、下記のとおりフレームワーク方式により、一抜け方式にて落札者を決定する発注（指名競争入札参加者の選定）の手続きを開始するので公表する。また、発注予定の工事については、指名競争入札方式により発注するため、工事参加者名簿を作成するための資料として、工事への参加意思表示申請書等の提出を下記のとおり受け付ける。なお、本公表に記載のない事項は、別添「埼玉県フレームワーク方式について（受注者向け手引き）」によるものとする。

令和〇年〇月〇日

埼玉県知事又は発注機関の長

1. 発注予定情報

1) 工 事 名 : 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

: 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇工事

2) 工事場所 : 〇〇市〇〇〇丁目〇 - 〇

: 〇〇市〇〇〇丁目〇 - 〇

: 〇〇市〇〇〇丁目〇 - 〇

3) 指名通知 : 令和〇年〇月〇日

4) 工事概要 : 別に公表する発注図書一式のとおり

なお、上記は予定であり、指名通知の際に一抜け方式の適用や指名通知日等を変更する場合があります。指名通知を御確認ください。

2. 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公表日において、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による、〇〇工事業の許可を受けている者であること。また、資格者名簿に、同業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期がこの公表日以前である者とする。

(4) 所在地については、埼玉県内に本店又は主たる営業所があること。

(5) 上記については、公表日において満たしているものとする。ただし、入札参加

資格を満たす旨の確認についての調査までの間に、上記に示す入札参加資格を喪失したことを確認した場合は、入札を無効とする。

3. 入札参加条件

- (1) 格付は、〇〇工事業で〇級であること。 注：工事によって〇級が異なる場合は、それぞれの工事の格付を記載すること
- (2) 〇〇の施工実績を有する者であること。 注：工事によって施工実績が異なる場合は、それぞれの工事の施工実績を記載すること
- (3) 当該建設工事の工事現場に配置すべき技術者を配置できる者であること。
- (4) 〇年度及び〇年度に完成した埼玉県発注工事のうち、〇〇工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても65点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。
- (5) 上記については、公表日において満たしているものとする。ただし、入札参加条件を満たす旨の確認についての調査までの間に、上記に示す入札参加条件を喪失したことを確認した場合は、入札を無効とする。

4. 手続等

- (1) 手続における担当部局 (※入札に関する個別の質問は受付しません)
〇〇事務所 〇〇担当
電話 000-000-0000
メールアドレス〇〇-〇@pref.saitama.lg.jp
- (2) 電子入札システムの参加表明書のほか、様式2及び災害防止活動等の協定書・実績を証する資料並びに必要な応じ工事成績評定を証する資料（以下、提出資料という）の提出期限並びに提出方法
 - ・令和〇年〇月〇日〇〇時〇〇分まで
 - ・電子入札システムの参加表明書を提出する際に、様式2及び提出資料を添付すること。

5. 提出資料の扱いについて

この入札に参加を希望する者は、入札参加資格及び入札参加条件を満たしていると自ら判断したことを確認するため、様式2及び提出資料を添付して電子入札システムを利用して参加表明書を提出しなければならない。

ただし、発注者が様式2の確認を行った際に、提出資料及び発注者が保有する情報と内容が異なると判断した場合は、提出資料及び発注者が保有する情報を基に内容の修正を行う。この場合、修正した内容をもとに、指名選定の判断を行うこととなる。指名通知前に内容が異なると判断した場合は、修正した内容を基に指名選定を行う（資格が無いと判断した場合は、点数なしとする）。また、指名通知後、落札者決定前に内容が異なると判断した場合は、入札を無効とすることがある。

なお、提出資料が未提出（提出資料の全部又は一部が提出されていない又は提出されたものが本件と関係が無いものや誤りであった場合）の者は、本公表の対象工事の入札に指名選定されない。

6. 指名基準

別紙の選定基準による合計点数の高い者から指名業者を選定する。

ただし、同一フレーム内で入札参加資格及び入札参加条件を満たす全ての工事に対して参加表明書等を提出していない場合には、合計点数に関わらず原則として指名選定されない。

7. 入札の執行

対象工事の指名競争入札は、指名選定通知を受領した者を対象とし、その執行は、埼玉県建設工事請負等指名競争入札執行要綱（以下、「執行要綱」という。）に基づくものとする。

なお、1者入札であるときは入札を執行しない。

8. その他

本公表等資料を入手した者は、これを本手続以外の目的で使用してはならない。

(別紙) 選定基準

項目	基準	点数
地理的条件	本店又は主たる営業所が以下の場合	
	工事箇所が存する県土整備事務所管内	+1
	工事箇所が存する県土整備事務所管内に隣接する県土整備事務所管内	+0.5
災害防止活動等の協定	県機関等と協定等を締結し、災害防止活動への協力体制を整えている場合	
	工事箇所が存する県土整備事務所管内に本店又は主たる営業所がある	+1
	工事箇所が存する県土整備事務所管内以外に本店又は主たる営業所がある	+0.5
災害防止活動等の実績	以下の条件に該当する場合（公表時点において過去2年度間）	
	当該発注課所の求めにより災害防止活動等を行った	+1
	当該発注課所以外の県機関等の求めにより災害防止活動等を行った	+0.5
	国土交通省との協定又は求めにより工事箇所が存する県土整備事務所管内で災害防止活動等を行った	+1
	国土交通省との協定又は求めにより工事箇所が存する県土整備事務所管内以外（県外を含む）で災害防止活動等を行った	+0.5
工事成績評定	県発注工事の過去2年度間（公表時点において過去2年度間）の平均点が以下の場合（対象業種 ○○工事業）	
	80.0 点以上	+1
	79.6 点以上 80.0 点未満	+0.9
	79.2 点以上 69.6 点未満	+0.8
	78.8 点以上 79.2 点未満	+0.7
	78.4 点以上 78.8 点未満	+0.6
	78.0 点以上 78.4 点未満	+0.5

※様式2及び提出資料は、発注者が確認を行う。

参加意思表明申請書 兼 参加資格等を満たす旨の確認書

令和 年 月 日

(宛先)

埼玉県知事又は発注機関の長

住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和○年○月○日付けで公表のありました、○○○○○○○○○○工事の入札（埼玉県フレームワーク方式）について、その内容を理解し、入札参加を希望することとしたため、参加意思表明申請書兼参加資格等を満たす旨の確認書を提出します。

なお、公表内容にある参加資格及び条件については、自らそれらを満たしていることを確認したことをこの確認書により報告するとともに、以下の選定基準に関する情報を提供します。

選定基準に関する情報については以下のとおりです。

地理的条件

- ☐ 工事箇所が存する県土整備事務所管内（＋１点）
- ☐ 工事箇所が存する県土整備事務所管内に隣接する県土整備事務所管内（＋０.５点）
- ☐ 上記以外（０点）

災害防止活動等の協定

- ☐ 工事箇所が存する県土整備事務所管内に本店又は主たる営業所がある（＋１点）
- ☐ 工事箇所が存する県土整備事務所管内以外に本店又は主たる営業所がある（＋０.５点）
- ☐ 上記以外（０点）

災害防止活動等の実績（公表時点において過去２年度間）

- ☐ 発注課所の求めにより災害防止活動等を行った（＋１点）
- ☐ 発注課所以外の県機関等の求めにより災害防止活動等を行った（＋０.５点）
- ☐ 国土交通省との協定又は求めにより工事箇所が存する県土整備事務所管内で災害防止活動等を行った（＋１点）
- ☐ 国土交通省との協定又は求めにより工事箇所が存する県土整備事務所管内以外で災害防止活動等を行った（＋０.５点）
- ☐ 上記以外（０点）

工事成績評定

県発注工事の過去２年度間（公表時点において過去２年度間）の平均点

- ☐ 80.0 点以上（＋１点）
- ☐ 79.6 点以上 80.0 点未満（＋０.9 点）
- ☐ 79.2 点以上 69.6 点未満（＋０.8 点）
- ☐ 78.8 点以上 79.2 点未満（＋０.7 点）
- ☐ 78.4 点以上 78.8 点未満（＋０.6 点）
- ☐ 78.0 点以上 78.4 点未満（＋０.5 点）
- ☐ 78.0 点未満（０点）

以上により、合計加算点は_____点です。

※問い合わせ先

担 当 者：○○ ○○
部 所：○○株式会社○○部○○課
電 話 番 号：（代）○○－○○○－○○○○○ [（内）○○○○]
電 子 メ ー ル：○○○○@○○○.○○○

※記載内容の根拠となる災害防止活動等の協定書・実績を証する資料並びに必要に応じ工事成績評定を証する資料を添付して下さい。